

## 世田谷区児童福祉審議会条例（案）について

### （付議の要旨）

令和2年4月に予定している児童相談所の開設に伴い、児童福祉法第59条の4第1項及び同法施行令第45条の3に基づく児童相談所設置市事務として、児童福祉審議会に関する事務が区に移管されることから、児童福祉審議会を設置するための条例案を令和元年区議会第3回定例会に提案する。

### 1 主旨

令和2年4月に予定している児童相談所の開設に伴い、児童福祉法第59条の4第1項及び同法施行令第45条の3に基づく児童相談所設置市事務として、児童福祉審議会に関する事務が区に移管されることから、児童福祉審議会を設置するための条例案を令和元年区議会第3回定例会に提案する。

### 2 条例の内容

#### （1）事務の概要

児童福祉審議会は、児童福祉法（以下、「法」という。）第8条により設置する機関であり、区長の諮問に答え、関係機関に意見具申等を行うこととされている。

##### ① 主な審議事項

- ・里親の認定に関すること
- ・被措置児童虐待に関すること
- ・児童福祉施設の事業の停止等に関すること
- ・児童虐待死亡事例等の検証に関すること
- ・保育所の認可に関すること

##### ② 委員の人数

各部会における審議に必要な専門性を考慮し、委員の人数は25人以内とする。

##### ③ 部会の設置（審議会で決定する事項）

きめ細やかな調査・審議を迅速に行うため、児童福祉審議会に部会を置く。

##### ④ 委員の属性等

学識経験者、医師、施設関係者、弁護士、会計士

#### （2）定める内容

設置根拠、組織（定数や任期等）、臨時委員、委員長及び副委員長の選任方法と役割等、招集、定足数及び表決数、委任、施行期日

#### （3）その他

審議会の運営に必要な細目については、規則及び審議会に委任する。

- 3 条例案  
別紙「世田谷区児童福祉審議会条例（案）」のとおり
- 4 施行予定日  
令和2年4月1日
- 5 今後のスケジュール（予定）  
令和元年9月 第3回区議会定例会（条例案の提案）  
令和2年2月 第1回区議会定例会（条例改正案の提案）  
令和2年4月 条例施行